輸入統計品目表第二九・三二項を次のように改める。

29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10	000	―テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	KG	
2931.20	000	―トリブチルすず化合物	KG	
2931.90	000	―その他のもの	KG	

輸入統計品目表第二九・三三項中

「		―ラクトン		
	2932.21	000	――クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	KG	
	2932.29		――その他のラクトン		
		010	―――サントニン	KG	
		020	―――その他のもの	KG	」を
「	2932.20		―ラクトン		
		010	――クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	KG	
		020	――サントニン	KG	
		090	――その他のもの	KG	」に

改める。

輸入統計品目表第二九・三七項中

「		―カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物		
	2937.31	000	――エピネフリン	GR	
	2937.39	000	――その他のもの	GR	
	2937.40	000	―アミノ酸誘導体	GR	」を

削り、同表第二九三七・九〇号を次のように改める。

2937.90		―その他のもの		
		――カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物		
	011	―――エピネフリン	GR	
	019	―――その他のもの	GR	
	020	――アミノ酸誘導体	GR	
	090	――その他のもの	GR	

輸入統計品目表第二九三九・四三号の次に次の一号を加える。

2939.44	000	――ノルエフェドリン及びその塩	KG	

輸入統計品目表第三〇類の注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第21.06項及び第38.24項参照）

輸入統計品目表第三〇類の注2を次のように改める。

2　第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（ＭＡＢ）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（ＩＦＮ）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（ＴＮＦ）、成長因子（ＧＦ）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（ＣＳＦ）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第29.37項の物品を除く。）をいう。

輸入統計品目表第三〇・〇二項中「変性免疫産品（」を「免疫産品（変性したものであるかないか又は」に改める。

輸入統計品目表第三七〇二・五一号を削り、同表第三七〇二・五二号を次のように改める。

3702.52	000	――幅が16ミリメートル以下のもの	SM	M

輸入統計品目表第三七・〇二項中

「	3702.91	000	――幅が16ミリメートル以下のもの	SM	M	
	3702.93	000	――幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	SM	M	
	3702.94	000	――幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	SM	M	を
	3702.95	000	――幅が35ミリメートルを超えるもの	SM	M	」
「	3702.96	000	――幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	SM	M	
	3702.97	000	――幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	SM	M	
	3702.98	000	――幅が35ミリメートルを超えるもの	SM	M	」に

改める。

輸入統計品目表第三八類の注3(d)中「修正液」の下に「及び修正テープ（第96.12項のものを除く。）」を加え、同注に次のように加える。

7　第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

輸入統計品目表第三八類の号注1中「ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）」の下に「、４・６―ジニトロ―オルト―クレゾール（ＤＮＯＣ（ＩＳＯ））及びその塩」を、「ペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）」の下に「並びにその塩及びエステル」を加え、「並びに２・４・５―Ｔ（ＩＳＯ）」を「、２・４・５―Ｔ（ＩＳＯ）」に改め、「（２・４・５―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル」の下に「並びにトリブチルすず化合物」を加え、同号注1に次のように加える。

第3808.50号には、ベノミル（ＩＳＯ）、カルボフラン（ＩＳＯ）及びチラム（ＩＳＯ）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

輸入統計品目表第三八・一一五項の次に次の1項を加える。

38.26				
3826.00	000	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の70％未満のものに限る。）	KL	KG

輸入統計品目表第四一〇一・一二〇号中「原皮（」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。

輸入統計品目表第四一類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。

1　この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

輸入統計品目表第四一〇一・一一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四一〇一・一二号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に、「革製又はパテントレザー製」を「革製」に改め、同表第四一〇一・三一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四一〇一・九一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。